

近畿地方整備局	配布	平成21年10月23日
	日時	14時
資料配布		

件名	建設業法違反容疑で逮捕されたことによる指名停止措置について 栄豊建設興業(株)
----	--

概要	近畿地方整備局は、栄豊建設興業(株)の代表取締役らが建設業法違反容疑で逮捕されたことについて、平成21年10月23日、指名停止の措置を行った。
----	---

取扱い	
-----	--

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	-----------------------

問合せ先	国土交通省近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 06-6942-1141 総務部契約課長 中村 学 (内線 2511) 総務部契約課長補佐 赤穂 好宏 (内線 2512)
------	---

平成21年10月23日

近畿地方整備局

栄豊建設興業(株)に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

虚偽の建設業許可申請を行ったとして、大阪府警は平成21年10月5日、栄豊建設興業(株)代表取締役の塚本義文と、同社取締役の大澤智恵子の両容疑者を、建設業法違反容疑で逮捕した。

逮捕容疑は、同年3月に建設業許可を更新する際、実際には勤務実体がない大澤容疑者が、常勤を義務付けられている経營業務管理責任者であるとの虚偽の証明書を作成し、大阪府に提出したとしている。

2. 指名停止措置理由

この行為は、建設業法違反行為であり、本件事業者に対し、以下の措置を行うものである。

指名停止業者 : 栄豊建設興業(株)
大阪府大阪市淀川区西中島5-1-4-1002
代表取締役 塚本 義文

3. 指名停止の期間

栄豊建設興業(株)の代表取締役及び取締役が建設業法違反容疑で逮捕されたことは、指名停止措置要領別表2-13に該当するものであり、総合的に判断して下記のとおり指名停止措置を行う。

指名停止機関 : 近畿地方整備局 他地整における指名停止措置はありません。
指名停止期間 : 平成21年10月23日から平成22年3月22日まで(5ヵ月)

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表2-13

(建設業法違反行為)
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)